

広告掲載要件

社会通念上市民の理解を得られるものとし、かつ、市民に不利益を及ぼさないもの。

- (1) 法令等に違反しないもの又はそのおそれのないものであること。
- (2) 広報の公共性及び品位を損なうおそれのないものであること。
(公共性及び品位を損なうおそれのあるもの)
 - ・ あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
(品質表示に誇張があり、人体への影響が定まっていない健康食品、健康器具等)
 - ・ 社会的批判を招くおそれのあるもの
(過剰な利潤追求を内容とするマルチ商法、消費者金融等)
- (3) 政治活動又は宗教活動に係るものでないこと。
- (4) 個人、団体等の意見広告を内容とするものでないこと。
 - ・ 社会問題についての主義主張等でないもの
- (5) 個人の氏名広告を内容とするものでないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するものでないこと
(風営法第2条に該当するもの)
「風俗営業」「接待飲食等営業」「性風俗関連特殊営業」に該当する営業
 - ・ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店
 - ・ 料理店、カフェー、待合を設けて客の接待、飲食をさせる営業
 - ・ 喫茶店、バーを設けて客に飲食をさせる営業で客席が照度10ルクス以下のもの
 - ・ 喫茶店、バーを設けて客に飲食をさせる営業で他から見通すことが困難であり、かつ、5平方メートル以下の客席を設けて営業するもの
 - ・ スロットルマシン・テレビゲーム機で射幸心をそそるおそれのある遊戯に用いることができるものを備える店舗で客に遊技をさせる営業等
- (8) 誇大表示、不当表示のおそれのあるものでないこと
- (9) 表現方法が不適切なものでないこと。
 - ・ いかがわしい表現や乱暴な文言を用いたもの、個人や企業を誹謗中傷するもの
- (10) 広報とちぎの発行に支障をきたすものでないこと
- (11) その他、具体的な表示内容等については、申込みの際に別表に掲げる各項目について

検討、判断し、その上で内容の訂正・削除等が必要な場合には広告主に依頼することとする。この場合において、広告主は正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

別表(広告掲載の要件(11)関係)

1 人材募集広告

- (1) 人材募集の広告は、労働基準法・職業安定法・男女雇用機会均等法・雇用対策法を遵守する。
- (2) 求人者の名称・住所・電話番号、募集する職種または仕事内容、応募資格（ある場合）、勤務条件（勤務時間、交通費・社会保険の有無など）、給与（賃金）、雇用関係、応募方法を明記する。
- (3) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。また、人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 教育に関する広告

- (1) 学校の名称は、学校教育法で認可されたもの以外掲載しない。
- (2) 通信教育・講習会・塾・養成所などの広告は、その実態・内容・施設が明確でないものは掲載しない。
- (3) 学習塾・予備校等(専門学校を含む)の広告は、合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示すること。
- (4) 語学教室等の広告は、安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しないこと。 例：1か月で確実にマスターできる 等
- (5) 外国大学の日本校の広告は、下記の趣旨を明確に表示すること。
「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
- (6) 資格講座の広告は、民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かねばならないという誤解を招くような表現は使用しないこと。また、次の趣旨を明確に表示すること。「この資格は国家資格ではありません。」

行政書士講座などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しないこと。「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

資格講座の募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。受講費用すべて公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしないこと。

3 病院、診療所、助産所

- (1) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
- (2) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
- (3) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。
- (4) 赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。

4 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
- (3) 電気・光線・放射線法などに関する広告で関係法規による免許・厚生労働大臣の許可のない医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）、又は吃音・赤面癖矯正・絶食・催眠術・暗示などの広告で医業類似行為となるおそれのある広告は掲載しない。

5 医薬品等に関する広告

- (1) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）の広告は、薬事法・食品衛生法・医薬品等適正広告基準等を厳守する。また広告を掲載する事業者が、事業者の所在地を所管する地方公共団体の医薬担当課及び食品担当課ならびに公正取引委員会で広告内容についての了承を得ること。
- (2) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品の広告は、薬事法・食品衛生法・医薬品等適正広告基準等を厳守する。広告を掲載する事業者が、事業者の所在地を所管する地方公共団体の薬務担当課及び食品担当課ならびに公正取引委員会で広告内容についての了承を得ること。

6 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

(1) サービス全般（老人保健施設を除く）

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招くような表現をしないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ ア又はイに掲げるもののほか、サービスを利用するに当たって有利であると誤解を招くような表示はしない。

例： 栃木市事業受託事業者 等

(2) 有料老人ホーム 前号に規定するもののほか、次のアからウまでに掲げる事項を遵守すること。

ア 厚生労働省有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。

(3) 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ アに掲げるもののほか、利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はしないこと。

7 墓地等

県知事または市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号および経営者名を明記する。

8 不動産事業

(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。

(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引機能、物件所在地、面積、建築日、価格、賃料、取引条件等の有効期限を明記する。

(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

9 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地、および一般的な事業案内等に限定する。

10 旅行業

(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。

(2) 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

11 通信販売業

販売価格と送料、代金を支払う時期と方法、分割払いの場合支払い条件、申し込みの有効期限、商品を引き渡す時期、返品等に関する規定などを明記すること。購入者が商品を直接確認できないので、虚偽・誇大表現など広告表示にならないよう注意すること。

12 雑誌・週刊誌等

(1) 適正な品位を保った広告であること。

(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真)がないものであること。

(4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

- (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮ある表現であること。
- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- (7) 未成年、心身喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

13 映画・興行等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部のみを誇張したりした表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

14 古物商・リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要な法令に基づく許可等を受けていること。
- (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

15 結婚相談所・交際紹介業

- (1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記する。
- (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

16 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及び(批判、中傷等)するものは掲載しない。

17 質屋・チケット等再販売業

- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。
例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券、東京～福岡 15,000 円等
- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

18 景品・懸賞に関する広告

- (1) 民法・景品表示法・独占禁止法・公正取引委員会告示等を厳守する。
- (2) 広告に掲載できる景品の額には、取引の形態によって制限があるので注意する。例：一般懸賞「取引価額 5,000 円未満は取引価額の 20 倍（景品類の総額売上予定総額の 2%）」
- (3) クーポン広告は、広告主名または使える実施店舗（住所）、使える対象商品またはサービスの内容、割引額または率・もととなる商品またはサービスの額、使用有効期限、対象商品またはサービスの数量・重量・形状などを明示する。

19 代理店・内職などに関する広告

- (1) 代理店・特約店・内職・下請け・サイドビジネス・フランチャイズチェーン店などに関する広告は、家内労働法、訪問販売等に関する法律を順守する。
- (2) 広告主に事前に次の書類を提出してもらい、事前審査をする。必要な資金（契約金・資本金・保証金・権利金その他の経費など）、代理店や特約店契約は、契約書・商品説明書などの写し。
業務内容と取り扱う商品・資金の必要な金額や店舗・設備、商品の買い取り制の有無、保証人の要・不要、契約や解約時の重要事項を明記する。
初心者が簡単に、高収益をあげられるような表現はしない。

20 会員募集に関する広告

- (1) レジャー産業などの会員募集の広告は、農地法・都市計画法・建築基準法・ゴルフ場等の係わる会員契約の適正化に関する法律を順守する。
- (2) 会の責任者・実態・目的・内容、会の名称・所在地、入会金・会費・保証金・テキスト代などの費用、現在募集会員数と最終総会員数、利用権の譲渡・途中解約の条件を明記する。

21 その他、表示について注意を要すること

- (1) **割引表示**
割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
例：「メーカー希望小売価格の 30%引き」等
- (2) **比較広告（根拠となる資料が必要）**
主張する内容が客観的に実証されていること。
- (3) **無料で参加・体験できるもの**
費用がかかる場合がある場合には、その旨明示する。
例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等
- (4) **責任の所在、内容及び目的が不明確な広告**
広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(5) **肖像権・著作権**

無断使用がないか確認をする。

(6) **宝石販売**

虚偽の表現に注意(公正取引委員会に確認の必要あり。)

例：「メーカー希望小売価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない等)

(7) **アルコール飲料**

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

平成 25 年 1 月 17 日改定